平成２３年（フ）第４８２号
千葉県松戸市和名ケ谷569番地の２　ユーティハイツ１号
債務者　石井知惠子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４９５号
千葉県流山市野々下４丁目864番地の８
債務者　富田　剛史
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５０５号
千葉県柏市南増尾６丁目１番60号
債務者　齋藤　弘子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５０７号
千葉県柏市大井1184番地６
債務者　山根　則夫
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５０９号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺15番26号
債務者　石貝　義久
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５１５号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷１丁目５番６号　フォーリーフクローバー103号
債務者　櫻井美代子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５２６号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目７番38号　レオパレスＭＩＮＡＴＯ―11―208号
債務者　松永　法子（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５２７号
千葉県柏市しいの木台３丁目３番地17
債務者　倉田佳津江
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５３４号
千葉県松戸市横須賀２丁目１番地の３　チェリーヒルズ新松戸302号
債務者　水戸美佐緒
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５３６号
千葉県我孫子市新木1807番地　４―102号
債務者　大塚　義美
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５３７号
千葉県我孫子市新木1807番地　４―102号
債務者　大塚　礼子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５３９号
千葉県松戸市殿平賀107番地の１　ダイアパレス北小金110号
債務者　三門　代吾
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５４０号
千葉県我孫子市湖北台７丁目20番83―405号
債務者　廣瀬　栄一
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５４１号
千葉県我孫子市湖北台７丁目20番83―405号
債務者　廣瀬　妙子（旧姓八代）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５４２号
千葉県松戸市常盤平陣屋前12番地の１　コーポ・グランディールⅡ―102号
債務者　橘内　　薫（旧姓森・山口）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５４６号
千葉県松戸市稔台７丁目51番地の８　セサミハウス稔台101号
債務者　早川　正二
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５４７号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目46番地の３　フレグランス八ケ崎106号
債務者　谷地端　正
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部